

宮城支部 保健事業の課題・問題点等について

29.7.20

特定健康診査・特定保健指導について

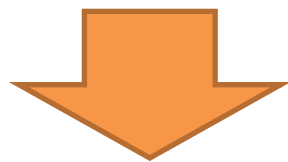
平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に対し、加入者への特定健康診査並びに特定保健指導が義務付けられた。

制度導入の目的

○メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者及び予備群の減少

○特定健康診査にて生活習慣を振り返り、特定保健指導にてメタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善する

⇒現在、各医療保険者が様々な保健事業を進めているところであるが、保健事業の基本となるのはあくまでも特定健康診査と特定保健指導であり、これらの推進こそが医療保険者にとっての共通の最重要課題



健康づくり推進協議会においては、これまでも特定健康診査、特定保健指導についてご議論いただいているが、今回も各データ等からみえる課題等についてご意見をいただきたい。

課題①被扶養者の特定健康診査について

データから見る特徴等	考察	課題	課題解決に向けた現在の取り組み等
<ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの受診率に偏りがある <i>(別冊P1：受診率)</i> 仙台市、石巻市では個別健診を利用する人が多い <i>(別冊P1：個別健診利用率)</i> 仙台市以外の地域では集団健診を利用する人が多い <i>(別冊P1：集団健診利用率)</i> 	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市以外では、個別の健診実施機関が少ないため、集団健診への依存度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団健診の日数が限られているため（市町村により異なる）、日程等が合わない場合、ほとんどの人が当該年度は未受診となってしまう。 宮城支部単独の広報等に加えて、市町村との連携した取り組みが必要 個別健診の実施機関が仙台市に集中しており、仙台市郊外における実施機関の拡大は困難 	<ul style="list-style-type: none"> 未受診者に対し、自治体で実施している未受診者健診を案内し、勧奨を実施 被保険者に対する集合バス健診事業（契約健診機関空白地域）において、被扶養者も受診が可能に（平成29年度より） 広報等を中心とした市町村との連携 ショッピングモール等を利用したまちかど健診の拡大
<ul style="list-style-type: none"> 3年連続で特定健診を受診している人は宮城県平均で9.6%程度 <i>(別冊P1：3年連続受診率)</i> 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診等と異なり、特定健診は毎年受けるものという意識が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診は検査項目が少ないため、毎年受診するメリットを感じる人が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診プラス、特定健診プラスレディースの実施機関の拡大

データから見る特徴等	考察	課題	課題解決に向けた現在の取り組み等
<ul style="list-style-type: none"> 保健指導を毎年受け入れている事業所は全体の11.9%程度、一度も保健指導の実績がない事業所は全体の42.7% <i>(別冊P2：受け入れ事業所数)</i> 一度も実績がない事業所の割合は業態、事業所規模により、偏りがある <i>(別冊P3、4：受け入れ無し事業所割合)</i> 受け入れ拒否理由としては「時間がない」が最も多い <i>(別冊P5：受け入れ拒否理由)</i> 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主による保健指導の理解が進んでいない 	<ul style="list-style-type: none"> 健診は受けるが、その後の保健指導は消極的（生活習慣改善は個人で取り組むべき問題という認識がある） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主の保健指導受け入れのためのトップセールス 職場健康づくり宣言事業の推進（職場を通じた健康づくりに関する意識の醸成）
	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導受け入れの環境が整っていない事業所が多い（健診後に改めて保健指導の時間を確保するのが困難） 	<ul style="list-style-type: none"> 健診日当日にいかに保健指導を受けてもらうか 	<ul style="list-style-type: none"> 健診当日に保健指導を実施可能な委託医療機関の拡大（実施機関数、実施枠） <i>※平成30年度より制度改正有（詳細は次項）</i> 事業所への保健指導に関する広報の推進（健診当日実施が可能な旨）

国の第三期特定健診・保健指導計画（平成30年度～35年度）における制度改革について
（保健指導関連のみ抜粋）

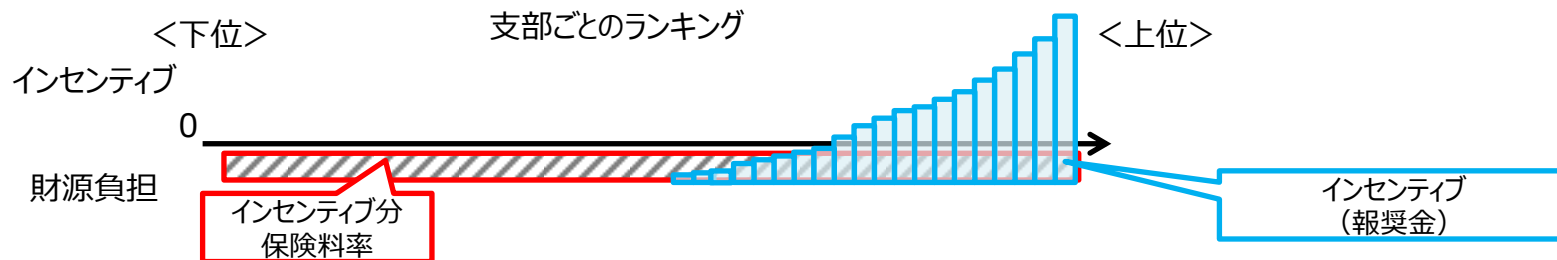
項目	見直しの概要	見直しにより期待される効果
特定保健指導の評価時期の見直し	現在は初回面談後、6か月後評価するが、これを3か月後に短縮（指導後の改善状況により短縮が可能）	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の負担軽減 特定保健指導実施率の向上
健診当日に初回面談を開始するための運用の方法の改善（初回面談の分割実施）	健診当日に健診結果がそろわない場合でも、健診当日に腹囲等から保健指導の対象者と見込まれるものに対しては初回面談を行うことが可能。 後日、すべての結果が出そろってから電話等で相談しつつ、行動計画を完成。	<ul style="list-style-type: none"> 委託医療機関による保健指導実施率の向上 （検診車利用の場合でも、健診当日での実施が可能となる）
2年連続して積極的支援に該当する者に対する2年目の保健指導の弾力化	積極的支援を受け、翌年も積極的支援に該当した場合、一定の検査結果の改善があれば、動機づけ支援相当の支援も可とする。	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の負担軽減 保健指導実施率の向上

課題③ インセンティブ制度について（概要）

インセンティブ制度とは

- ・ 特定健診・特定保健指導の実施率などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価し、ランキング上位過半数の支部について、保険料率の引き下げを行うもの
- ・ 平成29年度より試行実施、平成30年度から本格実施し、その結果を平成32年度の保険料率に反映

【制度のイメージ】



評価指標等

評価指標	評価割合等
1. 特定健診等の受診率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診等の受診率【60%】 ・ 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】 ・ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】
2. 特定保健指導の実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の実施率【60%】 ・ 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】 ・ 特定保健指導の実施率の対前年度上昇率【20%】
3. 特定保健指導対象者の減少率	前年度特定保健指導対象者であって今年度健診を受けた者の減少率で評価【100%】
4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（重症化予防）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】 ・ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前・年度上昇幅【50%】
5. 後発医薬品の使用割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の使用割合【50%】 ・ 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

3. 特定保健指導対象者の減少率

○データからみる特徴等 *（別冊P6：保健指導対象者の減少率）*

- ・宮城支部は全国平均より減少率が若干低い（-1.4%）
- ・全国でみると、最大値22.0%、最小値17.2%と現状では支部間の大きな差は無い状況

○考察

- ・わずかな数値の違いで順位が大きく入れ替わる

○課題

- ・保健指導における初回面談時の的確な目標設定

○課題解決に向けた取組等

保健師、管理栄養士による会議の開催

- ・平成29年度より会議に顧問医師を招き、保健指導の質の向上を図る
- ・初回面談時の目標設定について、事例検討、ロールプレイ等を実施

4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者への医療機関受診率（重症化予防）

○データからみる特徴等 *（別冊P7：保健指導対象者の減少率）*

- ・宮城支部は全国平均より減少率が若干低い（-0.4%）
- ・全国でみると、最大値8.7%、最小値6.4%と現状では支部間の大きな差は無い状況

○考察

- ・わずかな数値の違いで順位が大きく入れ替わる

○課題

- ・二次勧奨以降の取り組みの推進（現状、一次勧奨は一括で本部による文書送付）

○課題解決に向けた取組等

- ・健診受診機関から受診勧奨対象者への架電（平成28年度 28医療機関 ⇒ 平成29年度 31医療機関に拡大して実施）
- ・勧奨文書に合わせて一部対象者へ居住地付近の医療機関情報を案内

5.後発医薬品の使用割合

○データからみる特徴等（別冊P8：ジェネリック医薬品使用割合）

- 宮城支部は全国平均より使用割合は全国平均を上回っている。（+2.5%）
- 複数の支部が全国平均の70%付近に集中している
- 直近では宮城支部、全国平均ともに伸び率が低下している

○考察

- わずかな数値の違いで順位が大きく入れ替わる

○課題

- 宮城県等の関係機関、医療機関（病院、薬局）、加入者への効果的な働きかけ

○課題解決に向けた取組等

- 宮城県薬剤師会等と連携したセミナーの開催
- 厚生局と連名で医療機関へ使用促進に向けた要請文書の送付
- 加入者あてジェネリック医薬品軽減額通知の送付